

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 9月16日(火)

今週のこトバ

マイナ救急

119番通報で駆け付けた救急隊員が傷病者のマイナ保険証から医療情報等を確認し、搬送先病院の選定や救急車内での処置等に活用する取組を来月から全国で開始。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/15(月) 赤口 敬老の日

16(火) 先勝 2025年の基準地価、米連邦公開市場委員会

17(水) 友引

18(木) 先負

19(金) 仏滅

20(土) 大安 彼岸入り、動物愛護週間

21(日) 赤口 秋の全国交通安全運動

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/8(月) 43,644 △625 147.52 △0.69

9(火) 43,459 ▼185 147.22 △0.30

10(水) 43,838 △379 147.50 ▼0.28

11(木) 44,372 △534 147.77 ▼0.27

12(金) 44,768 △396 147.45 △0.32

来月以降の大学生年代の被扶養者認定Q&A

令和7年度税制改正により特定親族特別控除が創設され、令和7年分から扶養している19歳以上23歳未満の子等の給与収入が150万円(合計所得金額85万円)以下の場合、特定扶養控除と同額の63万円を所得控除できます(給与収入150万円超188万円以下の場合には控除額が段階的に逓減)。

これを踏まえて本年10月から、社会保険(健康保険・厚生年金)の被扶養者認定に係る年間収入要件である「130万円未満(60歳以上又は障害者の場合は180万円未満)」について、19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く)の場合は「年間収入150万円未満」に変わります。

◆被扶養者認定の取扱い変更に関するQ&A

Q. 今回の取扱い変更は学生であることは要件?

A. 学生であることの要件はなく年齢で判断します。

Q. 年齢(19歳以上23歳未満)の判定は?

A. 扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、19歳の誕生日を迎える年をN年とした場合、N年からN+3年の間における年間収入要件は150万円未満となります。

Q. 年間収入が150万円未満かどうかの判定は?

A. 年間収入の考え方は従来と変わらず、認定対象者の現時点の収入や将来の収入などを考慮した今後1年間の収入見込み額によって判定します。

Q. 扶養認定日が本年10月1日より前の場合は?

A. 本年10月1日以降の届出で、10月1日より前の期間に遡って認定する場合、年間収入要件は130万円未満で判定します。なお、9月30日以前に扶養認定済みの被扶養者については10月1日以降、年間収入要件が150万円未満となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201535

事業承継税制の特例に関する省庁の要望は

法人版事業承継税制(非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予)の特例措置は令和9年12月までの贈与・相続等で取得した非上場株式等が対象ですが、適用を受けるには令和8年3月までに承継計画を都道府県へ提出する必要があります。

承継計画の提出期限はこれまで2度の延長が行われており、期限が迫る中で経産省は令和8年度税制改正に向けた要望として、適用期限(令和9年12月)の到来まで本特例を最大限活用できるように承継計画の提出期限延長を再度求めています。

なお、本特例は事業承継を集中的に進めるために10年間の時限措置として創設されたことから適用期限の延長は行わない方針です。

10月の改正育児・介護休業法による対応

本年10月から改正育児・介護休業法が施行され、事業主は3歳以上で小学校就学前の子を養育する労働者に対して、①始業時刻等の変更、②テレワーク等(10日以上/月)、③保育施設の設置運営等、④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与(10日以上/年)、⑤短時間勤務制度の5つの措置から2つ以上を選択して導入することが義務付けられます。

また、上記の選択した制度に関する周知・意向確認を個別に行わなければなりません。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年10月からの大学生年代の被扶養者認定に係る年間収入要件の取扱い

◆概要

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが令和7年10月1日から変わります。

◎現行の被扶養者認定における年間収入要件

現行の被扶養者認定における年間収入要件は、年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は180万円未満）かつ、収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満※であることです。

※別居の場合は収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満であること。

◎令和7年10月1日以降、認定対象者が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、現行の「年間収入130万円未満」から「年間収入150万円未満」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

◆令和7年10月以降の年間収入要件の取扱い変更に関するQ&A

Q. 今回の変更の対象に配偶者は含まれないのですか？

A. 被保険者の配偶者は含まれません。なお、配偶者には健康保険法等における取り扱いと同様、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

Q. 学生であることは要件ですか？

A. 学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

Q. 年齢要件（19歳以上23歳未満）は、いつの時点で判定するのですか？

A. 扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となり、具体的には次のようになります。

＊N－1年（18歳を迎える年）以前における年間収入要件：130万円未満

＊N年～N＋3年（19歳を迎える年～22歳を迎える年）の年間収入要件：150万円未満

＊N＋4年（23歳を迎える年）以降、60歳に達するまでの年間収入要件：130万円未満

Q. 年間収入が150万円未満かどうかの判定は、所得税法と同様に過去1年間の収入で判定するのですか？

A. 年間収入の判定は、従来と同様の考え方により判定しますので所得税法上の取り扱いとは異なります。具体的には、認定対象者の過去の収入や現時点の収入、将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込んだ額となります。

Q. 令和7年10月1日以降の届出で、扶養認定日が令和7年10月1日より前にさかのぼる場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は、どのように判定するのですか？

A. 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入要件は130万円未満で判定します。なお、令和7年9月30日以前に扶養認定済みの19歳以上23歳未満の被扶養者については令和7年10月1日以降、年間収入が150万円未満かどうかにより判定します。

【参考】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設等

令和7年分から納税者と生計を一にする親族（配偶者等を除く）の合計所得金額が58万円以下（給与収入のみの場合は年収123万円以下）であり、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の場合は控除対象扶養親族に該当し、控除対象扶養親族が19歳以上23歳未満の親族であれば特定扶養親族として控除額63万円の扶養控除を受けることができます。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円を超えて特定扶養親族に該当しない場合でも、合計所得金額58万円超123万円以下（給与収入123万円超188万円以下）であれば特定親族に該当し、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

特定親族に該当する親族の合計所得金額が85万円以下（給与収入150万円以下）の場合は特定扶養控除と同じ63万円の所得控除を受けることができ、85万円超123万円以下（給与収入150万円超188万円以下）の場合は段階的に逡減された控除額（61万円～3万円）となります。